

令和 8 年度  
教育委員会の点検・評価報告書  
(令和 7 年度対象)

海南市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定により、令和 7 年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

海南市教育委員会

目 次

I はじめに

1. 趣旨 . . . . . 1

2. 教育委員会の点検・評価制度について . . . . . 1

3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法 . . . . . 2

II 成果 点検・評価委員の意見及び今後の方針・目標

1. 学校図書館司書配置事業 . . . . . 6

2. 教育相談事業 . . . . . 7

3. 学校英語活動推進事業 . . . . . 8

4. 道徳教育推進事業 . . . . . 9

5. 教育 I C T 化推進事業 . . . . . 10

6. かいなん学校教育サポート事業 . . . . . 11

7. 地域子ども安全見守り事業 . . . . . 12

8. 部活動地域展開事業 . . . . . 13

9. 学校給食運営事業 . . . . . 14

10. 学校適正配置推進事業（小学校） . . . . . 15

11. 学校適正配置推進事業（中学校） . . . . . 16

12. 学校施設長寿命化事業 . . . . . 17

13. 学校トイレ整備事業 . . . . . 18

14. 家庭教育支援事業 . . . . . 19

15. 地域共育コミュニティ推進事業 . . . . . 20

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 16. 下津地域公民館活動事業          | 21 |
| 17. 青少年センター事業            | 22 |
| 18. 文化財保護活用事業            | 23 |
| 19. 図書館運営事業（海南nobinos含む） | 24 |
| 20. きのくに海南歩っとウオーク事業      | 25 |

### III 資 料

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 海南市教育委員会の運営状況                | 28 |
| 関係法令(抜粋) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 33 |
| 海南市教育委員会点検・評価委員会条例           | 34 |

# I はじめに

## 1. 趣 旨

平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（33 ページに掲載）の一部が改正され、平成 20 年度から教育委員会は、毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

本報告書は、海南市教育委員会が効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するため、令和 7 年度の海南市教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価委員の意見をもとに、評価を行った結果について報告するものです。

## 2. 教育委員会の点検・評価制度について

### （1）制度の概要

ア. 平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが規定されています。

イ. どのような点検・評価を行うのか、具体的な点検・評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法等については、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて行うこととされています。

### （2）学識経験者の知見の活用について

ア. 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けること等、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

イ. 教育に関し学識経験を有する者については、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人が想定されています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨によるものであり、必ずしも教育についての専門家でなければならないということではありません。

### 3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法

「海南市教育委員会点検・評価委員会条例（34 ページに掲載）」に基づき、以下のとおり実施しました。

#### （1）目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

#### （2）実施方法

ア. 教育委員会事務局各課の令和7年度の主要な事務事業を抽出し、点検・評価シートを用いて妥当性・効率性・有効性について事務事業評価を行いました。

イ. 点検・評価委員にアの事務事業について、担当職員等が説明を行い、意見を頂きました。

ウ. 点検・評価委員の意見をもとに教育委員会が評価を行い、今後の方針・目標を決定しました。

#### （3）点検・評価の流れ

点検・評価を実施するにあたり、基礎となる事務事業評価を実施し、この評価結果を次の計画に反映しようとするもので、PDCAサイクル（P l a n計画、D o執行、C h e c k評価、A c t i o n見直し）を繰り返すことにより、継続的な事務改善を行っていきます。

#### （4）点検・評価の経過

| 年 月    | 会 議 等           | 内 容                          |
|--------|-----------------|------------------------------|
| 令和8年6月 | 教育委員会6月定例会      | 点検・評価委員の委嘱<br>点検・評価対象事務事業の決定 |
| 令和8年7月 | 第1回点検・評価委員会     | 各事務事業の説明<br>各事務事業に対する質問・意見   |
| 令和8年7月 | 第2回点検・評価委員会     | 各事務事業に対する意見                  |
| 令和8年8月 | 第3回点検・評価委員会     | 各事務事業に対する意見のまとめ              |
| 令和8年8月 | 教育委員会8月定例会      | 点検・評価報告書のまとめ                 |
| 令和8年9月 | 点検・評価報告書を市議会に提出 |                              |

(5) 学識経験者の知見の活用について

ア. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を設置しました。

イ. 委員は、5人で組織し、令和8年7月16日に教育委員会が委嘱しました。

委員の任期は、委嘱した日から教育委員会に報告書が提出される時までです。

ウ. 点検・評価委員会は、3回開催しました。

点検・評価委員会の開催状況

|     | 実 施 日        | 内 容                        |
|-----|--------------|----------------------------|
| 第1回 | 令和8年7月23日(木) | 各事務事業の説明<br>各事務事業に対する質問・意見 |
| 第2回 | 令和8年7月29日(水) | 各事務事業に対する意見                |
| 第3回 | 令和8年8月12日(水) | 各事務事業に対する意見のまとめ            |

点検・評価委員

| 氏 名       | 主 な 役 職                                |
|-----------|----------------------------------------|
| 矢 野 勝     | 和歌山大学教育学部 名誉教授                         |
| 面 家 恭 子   | 元小学校校長                                 |
| 向 山 亜沙美   | 異幼稚園育友会顧問                              |
| 青 谷 ま ゆ み | 海南市社会教育委員                              |
| 小 西 康 喜   | 海南市スポーツ推進委員会 副委員長<br>海南市青少年補導委員協議会 副会長 |

(6) 市民への公表

点検・評価結果は、海南市ホームページ等により公表します。

## Ⅱ 成果 点検・評価委員の意見 及び今後の方針・目標



## 1. 学校図書館司書配置事業

### 【事業目的】

学校図書館（室）は、子供の読書活動推進を目的とした利活用に加え、各教科等の授業において調べ学習等に活用されるなど、子供の言語活動や探求活動といった学びを効果的に進める場となる必要がある。このことから学校図書館（室）に係る専門的な知識・技能を備えた学校図書館司書を配置し、その運営・管理及び教育活動の支援等を行い読書活動の推進を図る。

### 【事業内容】

学校図書館司書が、各小中学校（全 19 校）をそれぞれ 1 週間に 1 日巡回し、図書の収集・整理・管理等を行うとともに、子供が学校図書館（室）を利活用する上で、子供たちが本に興味をもち、より多くの本を手に取り読書活動が推進できるよう、読み聞かせやおすすめ本の紹介、本の配架の工夫、下津図書館等、公立図書館からの団体貸出サービスなどの取組を実施する。

### 【令和 7 年度の成果】

令和 7 年度は、学校図書館司書を 5 名任用し、学校図書の貸出・返却業務や蔵書本のデータベース、レファレンスサービスや図書情報の提供に加え、子供の作品づくりや資料制作といった学習活動の支援においても大きな役割を担い、子供の学校図書館（室）の利活用を推進した。また、学校と図書ボランティアとの連携及び学校図書館司書が協働し、各学校の学校図書館（室）に配架する際、子供たちがたくさん手に取ることができるよう図書のローテーションを実施した。年 3 回実施している「海南市読書アンケート調査」の「読書が好きな市内児童・生徒の割合」について、令和 7 年度は 77.7%であったため、学校図書館司書と連携しながら、図書のシステムを導入し、子供たちの読書意欲向上や不読率の改善、学校図書館利用の活性化に向け、具体的な数値目標を各学校が設定するとともにイベント実施等、読書活動を継続して推進している。さらに、海南 nobinos や下津図書館とも連携し、団体貸出の取りまとめ役となり、各校の実態や教職員及び児童生徒の希望に応じた図書の提供に努めた。

### 【点検・評価委員の意見】

本市のみならず全国的に活字離れ・読書離れが進む中、専任の学校図書館司書 5 名の継続配置を行い、児童生徒が本に親しめるような取組を推進されたい。

また、学習の場においても、インターネットの情報をそのまま書き写すのではなく、学校図書館等を活用して紙の資料を手に取り、必要な情報を読み取る姿勢を育むことが重要である。ついては、学校図書館司書を通じた指導や支援の充実に向けた取組に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

令和 8 年度においても、専任の学校図書館司書 5 名を配置し、下津図書館や海南 nobinos と連携しながら、児童生徒が多くの本を手に取り親しめるよう、図書のローテーション、イベントの開催や個々の希望に合わせた図書提供を行う等、読書活動を継続的に推進する。

また、総合的な学習の時間や各教科等においては、図書館の資料を実際に使って、必要な情報収集ができるよう、学習支援の充実に向けた取組に努める。

## 2. 教育相談事業

### 【事業目的】

市内公立幼稚園・小学校・中学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者に対し、悩みの相談や不登校傾向にある児童生徒の社会性の向上を目的とする。

### 【事業内容】

#### 教育支援センター

心理的、情緒的な要因等による不登校児童生徒への対応として、情緒の安定、基本的生活習慣の自立に向けた相談、基礎学力の補充、学習指導、集団活動の参加に向けた指導等を通して、学校生活への復帰を適切に支援する。

#### 教育相談所

学校、家庭、社会生活等において様々な心配事や悩みをもつ児童生徒や、その保護者に対して相談や助言などを行う。また、児童生徒及びその保護者等が学校外で相談できる場も重要であることから、児童生徒に「相談カード」を配付するなど、教育相談所の内容や実施場所について校長会等を通して周知を徹底する。

### 【令和7年度の成果】

令和7年度は29名の児童生徒が教育支援センターに在籍し、その内、在籍した中学校3年生4名全員が高等学校進学を果たした。また中央公民館と教育委員会に相談場所を開設し、電話や来所による相談に応じるとともに、通室する児童生徒が在籍する学校の教員の積極的な関わりや県から派遣されるスクールカウンセラー、さらに市教育委員会独自で課外学習支援員も配置している。活動としては児童生徒同士がふれあう時間を大切にしながら、学習時間を拡充し個々の習熟度に応じた個別の援助・指導をしている。教育支援センター以外での活動として、旧塩津小学校（現塩津公民館）を活用し調理実習や体育館での運動を取り入れている。また公民館周辺の美化活動を地域の方々と実施し、小集団生活を通して社会性や自己有用感を育み、対人関係能力を高めることができた。さらに、様々な課外活動や体験活動に保護者が参画する機会を昨年に引き続き設けている。各学校との連携では、通室生と課外学習支援員が在籍校へ行く機会を設定し学校内での活動も行っている。不登校未然防止や対応について、小学校4校、中学校4校で一人一台端末を用いて「心の天気（健康観察）」の活用や、教員に加えスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等で構成するケース会議の定期開催（学期に1回程度）を実施している。

### 【点検・評価委員の意見】

学校、家庭、社会生活等において児童生徒やその保護者が、様々な不安や悩みを抱えた際、平日の相談のみならず土日等の相談できる窓口を周知されたい。また、長期欠席の生徒がどのような進路を取っているのか、近年進路が定まらない傾向も増えている現状がある。義務教育卒業後、高校に進学したのか、もしくは社会に出られたのか、可能な範囲で追跡把握に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

児童生徒やその保護者が、いつでもどこからでも相談できるよう、市の相談窓口に加えて文部科学省や和歌山県教育委員会等の多様な教育相談窓口について校長会等を通して周知徹底を図り、問題の深刻化を未然に防止する。また、進路先等を含めた義務教育卒業後の状況把握にとどまらず、市の福祉部局と連携し継続的な支援の充実に努める。

### 3. 学校英語活動推進事業

#### 【事業目的】

子供の外国語（英語）のコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、外国語（英語）に触れたり外国の生活や文化などに慣れ親しんだり、英語科の学習を通じて将来にわたって国際理解に繋がる学習を進めるとともに、子供の国際感覚を養う。

#### 【事業内容】

幼稚園では、A L T（外国語指導助手）を年間8回派遣し、英語による絵本の読み聞かせや歌、ジェスチャーゲームなどを中心に、英語に親しみA L Tとふれあう機会を設けている。

小学校では、市単独で小学校英語活動推進事業を行っている。内容は、外国人講師1名と英語が堪能なJ T E（日本人講師）2名を派遣している。

中学校では、本市が雇用する3名のA L Tと英語科担当教員とのT T（ティーム・ティーチング）指導により、英語を通じて、生徒のコミュニケーション能力を向上させ、国際理解を深め、国際感覚を養う有効な手だてとなっている。また、ネイティブの発音に触れさせたり、A L Tとの交流を通じたりして臨場感のある授業を展開している。

#### 【令和7年度の成果】

県より配置される英語科専科教員3名（小学校籍）に加え、業務委託によるA L T 1名の派遣やJ T E 2名の任用等、令和6年度に比べ内容を充実させた。

また、本市が雇用するA L T 3名を活用し、外国の文化に触れながら英語に親しむことの出来るプログラムを体験できる「サンシャイン・カルチャー・フェス」を令和5年度から継続して開催するなど、充実した英語活動のための取組を行った。

加えて、県教育委員会が継続して実施している英検E S G（小学校英語教育の学習到達度の確認を行うプログラム）、英検I B A（中学生を対象とした英語力測定テスト）受験に関する事業を紹介し、本市においてはすべての小中学校が受験するなど、児童生徒の英語力の向上に向け、積極的に英語教育に取り組んだ。令和7年度の英検I B A実施結果（対象：中学校3年生）において、英検3級以上相当の生徒の割合は、55.3%（対象：275人）であった。【参考】令和5年度：49.0%（対象：249人）、令和6年度：49.8%（対象：271人）

#### 【点検・評価委員の意見】

英語好きな子供を育て、コミュニケーション能力の向上を図るには、英語学習の初期段階である小学校での授業が鍵となる。子供に苦手意識を持たせないよう、対話的な学びを通して表現力や発信力を育む授業改善を図るとともに、小中学校間の円滑な学びの接続に向け、工夫した取組を推進されたい。

#### 【今後の方針・目標】

児童生徒が英語に対して苦手意識を持たないよう、各校における授業改善を進めるとともに、外国の文化に触れながら英語に親しめるプログラム等を継続し実施する。

また、市が雇用するA L T及び派遣委託によるA L TやJ T Eの適正配置に努めるとともに、小中学校における円滑な学びの接続を図るため、担当者会の定期的な開催を通して小学校英語科専科教員と中学校英語科担当教員との連携強化を図る。

## 4. 道徳教育推進事業

### 【事業目的】

幼稚園、小・中学校それぞれにおいて、保護者や地域と積極的に連携しながら、子供の発達段階に応じた道徳教育の充実を図る。

### 【事業内容】

学校教育では、人間として調和のとれた人格の育成を目指し、子供の発達段階に応じた道徳教育を推進することが求められる。

幼稚園では、これまでも道徳性の芽生えを培うための具体的な計画を作成し、それに基づく実践的な研究及び検証を進めることで、幼児教育の充実に全園を挙げて取り組んでいる。

小・中学校では、「特別の教科 道徳」（道徳科）の授業の充実を図るため、教職員の指導力向上を目的として、平成 24 年度から開催している「Manabi Up 研修講座」を継続して実施している。また、道徳科を要として、発達段階に応じたボランティア活動や職場体験活動、宿泊体験活動、自然体験活動などの豊かな体験活動を充実させるとともに、保護者や地域との連携を積極的に図りながら、学校全体で道徳教育を推進している。

### 【令和 7 年度の成果】

各学校では、委員会活動によるあいさつ運動や地域の方を招いた行事の実施、道徳科の授業の積極的な公開に取り組んだ。また、授業で使用した資料を家庭へ持ち帰らせたり、学級通信を通して授業の内容を伝えたりするなど、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を継続して推進した。

令和 7 年度も、「Manabi Up 研修講座」を全 3 回開催し、参加者は 61 名であった。研修はオンラインで実施するとともに、講義や授業実践を録画し、各学校で視聴できるようにするなど、実施方法を工夫した。その結果、受講申込者だけでなく、複数の学校において校内研修としても活用された。

また、事前に設定した教材について各学校で指導案を検討・作成し、その指導案に対して招聘した講師から指導・助言を受けた後、実際に授業を実践する機会を設けた。このように、理論と実践を往還する研修とすることで、教職員の実践的な指導力の向上を図った。

### 【点検・評価委員の意見】

教職員の授業力向上を図るため、研修内容や実施方法を継続的に見直し、授業動画の活用や教職員同士の協議・情報交換など、主体的に学び合える研修の充実を図られたい。また、道徳科の特性を踏まえ、多様な実践を共有できる機会を設けるとともに、多くの教職員が参加しやすい研修体制を整備し、継続的な指導力向上に繋げられたい。

また、道徳性は学校教育全体や道徳科の授業のみで育まれるものではなく、地域や家庭との関わりの中で育まれるものである。そのため、あいさつ運動や職場体験など地域と連携した活動を積極的に取り入れるなど、家庭や地域との連携を一層推進し、道徳教育の充実に向けた継続的な取組に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

教職員の道徳科における指導力向上に向け、研修内容や実施方法を工夫・改善し、主体的に学び合える研修の充実を図る。また、学校・家庭・地域との連携を推進し、地域や家庭との関わりを生かした道徳教育の充実に努める。

## 5. 教育 I C T 化推進事業

### 【事業目的】

学校教育において、児童生徒が正しい情報リテラシーを身に付け、I C T 機器を活用することで思考力、表現力等の向上を目指すとともに、学習指導要領において学力の基礎基盤となる情報活用能力の育成を目指す。

また、I C T 機器やクラウド環境を有効活用することで校務 D X を進め、教職員の負担軽減を目指す。

### 【事業内容】

#### リーディング D X 認定校事業

海南省（天野小学校、亀川小学校、亀川中学校）が文部科学省からの指定を受け、外部から講師を招聘し、公開学習会を実施し、市内教職員が学ぶ機会をつくった。

#### 1 人 1 台 タブレット P C の更新（～令和 8 年度）

令和 2 年度に整備した端末は使用開始から 4 年以上が過ぎ、無償修理（3 年間）の期限が切れている。令和 7 年度は小学 1 年生、中学 1 ～ 3 年生（1,400 台【予備機を含む】）のタブレット P C の購入を行った。【令和 8 年度も、約 1,300 台の購入を予定している。】

#### 校務用 P C の更新

文部科学省が推奨する強固なアクセス制御等に対応できる環境整備を行った。

### 【令和 7 年度の成果】

令和 7 年度に実施した全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査では、I C T 機器の活用に関する項目において、「タブレット P C をほぼ毎日使用した」という回答が小学校では 60.3%（全国比+13.6%）、中学校では 68.2%（全国比+15.0%）という結果になり、活用頻度は高水準である。また、「1 日に複数の授業で活用した割合」については、小学校では 44.2%（全国比+19.7%）、中学校では 42.0%（全国比+12.5%）という結果であった。これらの結果から、使用頻度については全国的に見ても高い水準となっていることが分かる。本市が行なったタイピングスキル調査では、小学校では 1 分間に平均 168 文字、中学校では 1 分間に平均 206 文字と前年度の記録を上回っている。このことから、児童生徒は機器の操作にも十分に慣れてきていることが分かる。

令和 6 年度リーディング D X 指定校事業で進めた研究内容を継続するため、令和 7 年度はリーディング D X 認定校として取組を進めることができた。これらの取組の中でも亀川小学校の取組は文部科学省から高い評価を受け、文部科学省教育課程課編集の「初等教育資料 3 月号」に掲載された。

1 人 1 台 タブレット P C の更新については、令和 6 年度から実施しているが、令和 7 年度についても無事に端末更新を終えることができた。

授業だけではなく校務においても先進校の優れた事例を取り入れ、D X を進めるために、クラウド環境を有効に活用し、職員間でデータを共有したり、会議資料を電子化したりする学校が増えてきた。また、生成 A I を活用することで校務の効率化を目指そうとする取組も始まってきた。令和 8 年度は生成 A I の活用を進めるため文部科学省の生成 A I パイロット校事業にも取り組む予定としている。

### 【点検・評価委員の意見】

タブレット P C 等の I C T の活用頻度は年々高くなり、操作スキルや知識も年々向上している。I C T を活用する子供たちの情報モラルについては、各校において教科学習や講演会等の機会啓発を行っているが、教育委員会が主体となった取組を進められたい。

これから社会に出て行く子供たちにとって、I C T 機器を使いこなす能力は必須であるが、学校教育において、I C T 機器だけに頼るのではなく、実際に話をしたり、読み書きをしたりする能力を身に付け、将来的には状況に応じて、デジタルとアナログの双方を有効に活用できる力を身に付けられるように努められたい。

今後は生成 A I を校務で活用することで教職員の業務改善に努めると共に、学習において個に応じた学びを進められるような取組を進められたい。

### 【今後の方針・目標】

タブレット端末の更新だけではなく、ネットワーク機器等についても更新を行っていく。また、今後とも青少年センター事業を活用し、児童生徒とその保護者に向けた情報モラル教育を進めていく。

デジタル学習とこれまで取り組んできたアナログ学習を組み合わせ、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現させるために、効果的な取組事例について考察を深めるとともに、生成 A I の活用についても研究を進めていく。

## 6. かいなん学校教育サポート事業

### 【事業目的】

子供や学校を取り巻く状況が多様化・複雑化する中、特別支援教育の充実や不登校傾向にある児童生徒への対応など、子供一人一人に応じた支援の必要性が一層高まっている。そのため、学校と緊密に連携し、各学校の実情や児童生徒個々の実態をきめ細かく把握するとともに効果的な取組等を更に研究することで、個々のより良い成長と集団全体の質的向上を図り、学校生活の充実へ繋げる。

### 【事業内容】

本事業は、本市が独自に展開する教育施策として平成 18 年度から実施しており、発達障害など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や生徒指導上の課題への適切な対応、個々の学習指導の充実など、近年多様化する教育課題について、子供一人一人にきめ細かく対応し、適切な指導を行うことで学校教育の充実及び安定を図るため、市が独自に会計年度任用職員を配置している。

### 【令和 7 年度の成果】

令和 7 年度においては、各学校からの申請に基づき、通常学級に在籍する配慮を要する児童への対応や多人数が在籍する特別支援学級在籍児童への支援、不登校傾向等支援を要する児童への対応として 12 名の会計年度任用職員を配置した。

活用の形態は学校により異なるが、本事業の実施により、児童生徒一人一人への丁寧な関わりとともに、配慮を要する児童生徒に対してもきめ細かな対応が可能となり、個々の教育効果だけでなく、落ち着いた学級集団の形成や学習環境を維持することにより、安定した学校運営に寄与している。

### 【点検・評価委員の意見】

今後も各学校との連携を密にして実情をきめ細かく把握するとともに、要望に応じた十分な人員配置ができるよう、本事業の取組を推進されたい。

また、教員免許状や看護師資格など、専門的な資格の保有者を含め、多様化・複雑化する要望に対応できる人材の確保にも努められたい。

### 【今後の方針・目標】

支援を必要とする児童生徒の増加やニーズの多様化が進んでおり、個に応じたきめ細かなサポート体制の構築が急務となっている。そのためにも、専門性を有する会計年度任用職員の確保に引き続き尽力し、一人一人に寄り添った細やかな学習支援に努めるとともに、各学校のニーズに即した柔軟な人員の配置を推進していく。

## 7. 地域子ども安全見守り事業

### 【事業目的】

各小中学校区において、子供が安心して登下校できるよう、ボランティアで見守り活動を行っていただいている方々の活動をサポートするとともに、学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子供の安全を見守る環境づくりを進める。また、通学路がより安全なものとなるよう、点検や対策を進める。

### 【事業内容】

近年、登下校時に子供が巻き込まれる事件や事故が多発していることに伴い、子供の安全確保、安全の徹底が求められている。

そのため、各小中学校区では、地域の方々によって地域見守り隊が組織され、子供の安全を見守る活動を自主的に行ってくださっている。このような見守り活動を支援するため、平成19年度から市が保険に加入するとともに、見守りのための用品などを配布してきた。

また、子ども見守り隊の方々や保護者、学校関係者などを対象に「かいなん子どもの安全を守る市民会議」を開催し、情報交換などを行っている。

なお、通学路における危険箇所の確認・点検が随時必要であることから、平成24年度以降、通学路の合同点検を継続して実施し、必要な対策については警察や県・市の道路管理部署の協力を得て順次対応している。

### 【令和7年度の成果】

見守り隊の方々においては、熱意を持って日々の見守り活動に取り組んでいただいております。本市において登下校時等に子供が巻き込まれる事件や事故が発生していない状況にあるのは、多くのボランティアの方々の毎日の熱心な見守り活動の大きな成果である。

また、毎日の熱心な見守り活動のおかげで、地域に見守られているという安心感が子供たちに生まれ、自分から地域の方々に挨拶できる子供が増えてきている。

令和7年度は、かいなん子どもの安全を守る市民会議を1回実施し、青少年センターによる「地域で見守る、防犯活動について」の講義や参加者（64名）による意見交換を行い、今後の活動の充実に努めた。

さらに、通学路合同点検を1回実施し、通学路の課題について関係機関と共有することができた。

令和8年4月に統合した南野上小学校においては、スクールタクシーによる登下校を実施することとなったが、見守り活動を継続していただけるよう地域関係者と協議を行い、乗降場所である旧南野上小学校で現在も熱心に見守り活動を実施していただいている。

### 【点検・評価委員の意見】

他市などは特定の日のみの取組であるので、海南市のようにボランティアとして毎日通学路に立っていただいていることは、子供たちや保護者にとって大変有り難い。今後も、引き続き本事業を継続していただくとともに、地域の方々が協力していることを市民の皆様知っていただくことも重要であるため、市報等で周知されたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も、見守り隊に参加されているボランティアの方々を支援し、小学校と地域が連携しながら見守り活動を一層円滑に行えるよう事業の充実に努める。また、関係機関と連携していること、多くの地域の方がボランティアとして参加していることを市民の皆様周知する方法等を検討する。

## 8. 部活動地域展開事業

### 【事業目的】

少子化が進む中でも将来にわたり、市内中学校に通う生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方改革を推進し、持続可能な地域クラブ活動の実現を図る。

### 【事業内容】

休日を中心とした部活動の地域展開を推進するため、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域指導者の確保・育成、活動場所の確保及び運営体制の整備を行う。

また、下津地域を部活動の地域展開のモデル地域と位置付け、休日の合同練習会を実施している。地域指導者による指導のもと、土曜日に月2回程度の合同練習を行い、指導体制や運営方法、安全管理、学校との連携のあり方などについて検証を進め、その成果を今後の部活動の地域展開及び地域クラブ活動への円滑な移行に生かしていく。

### 【令和7年度の成果】

モデル地域に位置付けた下津第一中学校及び下津第二中学校を対象に、ソフトテニス、陸上競技、卓球の3種目において休日合同練習会を実施した。学校の枠を越えて合同で活動することにより、生徒同士の交流を深めるとともに、少人数化が進む中でも継続的な活動機会を確保することができた。また、地域指導者による専門的な指導を受けることで、技術力の向上や競技への意欲の向上に繋がるなど、地域展開の有効性を確認することができた。

さらに、部活動地域展開に係る懇話会を年2回開催し、有識者や関係団体、学校関係者等から幅広く意見を聴取するとともに、本市の実情に応じた地域展開の方向性について協議を重ねた。その協議を踏まえ、「海南市部活動地域展開方針（案）」を作成し、令和8年度の方針策定に向けた検討を進めた。

これらの取組により、地域展開に向けた課題や今後の方向性を整理するとともに、地域スポーツ団体等との連携体制の構築や、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた基盤を整備し、令和8年度以降の本格的な地域展開に繋げることができた。

### 【点検・評価委員の意見】

地域クラブ活動の推進に当たっては、従来の部活動とは異なる新たな取組として位置付け、運動経験の少ない生徒も含めた多くの生徒が気軽に参加できる活動内容の充実を図るとともに、活動に必要な費用について保護者や地域の理解を得ながら進めていくことが重要である。また、コーディネーターの活用など運営体制の充実を図るとともに、希望する教職員が指導に参画できる仕組みを整えることが望ましい。

さらに、地域住民や見守りボランティアなど、多様な人材が参画できる体制を構築し、地域の特色や強みを生かした地域クラブ活動を推進することが期待される。そのためにも、地域における指導者の確保・育成を計画的に進め、持続可能な運営体制の整備に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

地域クラブ活動を従来の部活動とは異なる地域主体の活動として推進し、生徒が参加しやすい活動内容の充実を図る。また、国の補助事業を活用し、コーディネーターの配置や地域人材の参画を進め、指導者の確保・育成と運営体制の整備を図り、持続可能な地域クラブ活動を目指す。

## 9. 学校給食運営事業

### 【事業目的】

学校給食法第4条の規定に基づき、市内小中学校及び幼稚園の園児児童生徒における心身の健全な発達や食に対する正しい理解と適切な判断力を養うために、学校給食を実施する。

### 【事業内容】

#### 給食会計・給食運営に係る事務

令和6年10月以降、園児・児童・生徒の給食費相当分を全て公費負担により運営を実施。（1食あたり小学校：300円、中学校：350円、幼稚園：280円【令和7年4月改定】）

#### 県学校給食費無償化補助事業に対する対応

県は、令和6年10月から市町村が学校給食費無償化を実施するための経費の一部を補助する制度を新設。本市においても、令和6年度に引き続き県が実施する補助（1/2補助）を活用しながら市立小中学校で提供する学校給食費の無償化を実施した。

#### 物価高騰に対する対応

世界情勢の不安定化、急激な円安の進行、輸送コストや人件費の増大などにより食材価格等は上昇傾向にあり、中でも令和6年の秋以降、主要食材である米の価格が高騰したことによる影響を受け、令和7年4月に適切な給食提供を継続するため、学校給食費として1食30円の増額改定を実施した。

#### 地産地消の推進

給食に使用する食材は、県内産、国内産を優先して調達しており、冬場はJAと連携し、地場産野菜を調達するなど、地産地消の推進に努めている。また、児童生徒に地域と食への関心を深めてもらう取組として、給食で使用した食材の生産者や生産現場を取材した動画を作成しており、令和7年度は市内の味噌製造業者の協力のもと動画を作成し、これらをもとに各学校で、食に関する指導を行った。

### 【令和7年度の成果】

栄養摂取基準に準拠した献立策定に加え、県内産・国内産食材を優先的に活用した安心・安全な給食提供を概ね実施できた。児童生徒へのアンケートを通じたニーズ把握やリクエスト給食を実施した。また、県学校給食費無償化補助事業を効果的に活用することで、保護者への負担を無くし、物価高騰等の経済環境下においても、質の高い安心・安全な学校給食の提供を実施した。

| 年度    | 安心・安全の食材<br>地産地消の推進 |            |                                          |
|-------|---------------------|------------|------------------------------------------|
| 令和7年度 | 食材産地・・・県内産品 32.5%   | 国内産品 56.6% | 海外産品 10.9%<br>(令和7年6月、11月第3週の実績(県調査)による) |

### 【点検・評価委員の意見】

給食費無償化は、子育て世帯の助けになっているので引き続き継続されたい。アレルギーを持つ児童生徒に対しては、聞き取り等による把握を徹底し、安心・安全な給食提供に努められたい。保護者が給食を知る機会があれば安心に繋がるので、給食の内容や、食材の生産現場を取材した動画など、良い取組をもっと周知されたい。

### 【今後の方針・目標】

国・県の補助事業を活用し、引き続き給食費無償化事業の継続に取り組むとともに、安心・安全な給食提供を実施するためアレルギー保有児童生徒への対応を徹底する。また、給食を通じた児童生徒への取組など、給食について保護者に知っていただく手法を検討する。

## 10. 学校適正配置推進事業(小学校)

### 【事業目的】

少子化の進展に伴い、市内小中学校の児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供たちが学習指導要領に示された「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、市内の小中学校や地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

### 【事業内容】

市内小学校のうち小規模化が進んでいる学校において、教職員・PTA等の学校関係者や保護者、地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

### 【令和7年度の成果】

「海南市学校規模適正化基本方針」に基づき市内三野上地域の小学校3校（南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校）の適正配置に取り組んだ。

令和7年度は、南野上小学校と中野上小学校の統合による令和8年4月の東海南小学校開校に向け、3校の関係者で組織する統合推進検討会を4回開催し、児童へのアンケートによる校章の決定や、3校による交流学习の実施、校則やPTA規則の検討、中野上小学校と南野上小学校の閉校式、東海南小学校の開校式の準備などを行った。

また、登下校については、安全な通学路について検討するとともに、通学方法が変わる南野上地区の児童を対象に実際に保護者の方に見ていただきながら、スクールタクシーを利用した登下校などの練習の実施や、見守り活動を継続していただくため、地域関係者との協議を行った。

閉校後の南野上小学校の天然芝グラウンドについては、地域関係団体と協議し、維持管理をしていただき、公民館活動等でも利用していただくこととなった。

北野上小学校の統合時期については、未就学児を含む保護者や地域住民と意見聴取会を実施し調整を行ったところ、統合時期を令和9年4月とすることとした。

### 【点検・評価委員の意見】

北野上小学校の統合までは児童や保護者の不安軽減のため交流学习を継続的に実施されたい。

また、統合後は、学習面だけでなく生活面においても児童の様子などを注視し、統合による児童への影響に対応できるよう努められたい。

### 【今後の方針・目標】

児童や保護者の不安軽減や教職員が児童を把握するため、今後も継続して交流学习を実施する。

また、統合後については、環境の変化による児童への影響に対応するため、生活・学習の両面で、十分な支援体制を整えられるよう努める。

## 11. 学校適正配置推進事業(中学校)

### 【事業目的】

少子化の進展に伴い、市内小中学校の児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供たちが学習指導要領に示された「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、市内の小中学校や地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

### 【事業内容】

市内中学校のうち小規模化が進んでいる学校において、教職員・PTA等の学校関係者や保護者、地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

### 【令和7年度の成果】

令和7年度は、下津第一中学校及び下津第二中学校の令和9年4月の統合に向けて、学校、保護者及び地域が一体となり円滑な新しい中学校づくりを推進し、所要の準備を行う統合推進検討会について、全体会を1回、各中学校区部会を各1回開催し、統合について具体的な内容を協議した。

統合推進検討会では、下津第一中学校と下津第二中学校の美術部の生徒で作成した素案をもとにデザイン会社が調整し、校章の候補を3点に絞った。校章の候補については下津町内の小学校4年生から6年生及び下津町内の中学生の希望者を対象に投票を実施し、投票の結果、外枠をカタカナの「下津」と表す現在の校章デザインを残し、中の文字を「中」に変更した校章案が一番得票数が多い結果となった。この校章案について検討会での候補とし、その後、教育委員会会議にて新中学校の校章とすることを決定した。

通学路について、令和5年度から、通学路における危険箇所の意見聴取を検討会にて行ってきたおり、これまでの通学路に対する意見を集約したものを、令和7年度海南市通学路合同対策会議にて、海南工事事務所、海南警察署、市建設課、河川国道事務所、青少年センターに対して意見を提出した。

また、下津第一中学校育成会の会長・副会長、下津第二中学校師親会の会長・副会長、各校長、教頭を構成員とするPTA組織編制（規則等）の検討会を、3回開催し、新中学校のPTA規則等について検討を進めた。

新中学校の校舎等建設工事については、施行業者を入札により、株式会社 浅川組と決定し、市議会8月臨時会に議案として請負工事の契約を上程し可決された。その後、11月から12月に杭工事を、12月から令和8年3月に基礎工事までを終え、3月からは鉄骨建方工事を進めた。

### 【点検・評価委員の意見】

自転車通学が初めてとなる生徒もいるので、引き続き危険箇所等を確認し、各関係機関と調整しながら、安全な通学路を設定されたい。

また、設定した通学路については、保護者や地域関係者へ広く周知するとともに、下津中学校が開校した際には、地域関係者・青少年センターと連携し、見守りを行っていただきたい。

### 【今後の方針・目標】

自転車通学が増えるため、登下校の際には、地域関係者に協力いただき、学校・青少年センターとも連携しながら見守り等を実施する。

また安全な通学路の設定については、統合推進検討会にて検討を行い、市報等を通して保護者や地域関係者へ周知を行う。

## 12. 学校施設長寿命化事業

### 【事業目的】

学校施設の老朽化が進むなか、施設の長寿命化を行うことにより、学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、施設の省エネ化や維持管理費用の縮減及び予算の平準化を図る。

### 【事業内容】

施設の長寿命化とは、外壁や内装、照明のＬＥＤ化、水道・ガスの更新等の建築物の全面改修のことであり、令和２年度に策定した長寿命化計画により計画的に長寿命化改修等を実施していく。

また、長寿命化の実施予定年度がしばらく先となっている校舎等については、照明のＬＥＤ化のみを先に実施する。

### 【令和７年度の成果】

長寿命化については、東海南小学校の屋内運動場について実施した。長寿命化の改修内容としては、屋根や外壁の塗装、アリーナ床研磨、照明ＬＥＤ化、窓ガラスの二重サッシ化、内壁へのクッションマット貼付、出入り口へのスロープ設置等である。

また、令和９年度以降のＬＥＤ化のための設計業務を実施した。

設計対象として、内海小学校 管理普通特別教室棟、大野小学校 管理普通特別教室棟・普通特別教室棟・便所棟・更衣室・プール機械室・給食室・車庫、巽小学校 管理普通特別教室棟・普通教室棟２棟・便所棟・ランチルーム、東海南小学校 給食室・車庫、大東小学校 管理普通特別教室棟・体育館（エントランス等）・給食棟、東海南中学校 管理普通特別教室棟・特別教室棟２棟・便所棟・廊下棟である。

### 【点検・評価委員の意見】

学校施設の老朽化が進んでいることから今後も学校施設の長寿命化・ＬＥＤ化を計画的に実施されたい。また、空調設備整備についても計画的に実施されたい。

### 【今後の方針・目標】

学校施設の長寿命化・ＬＥＤ化を進めることにより、既存照明器具に比べて５０％から７０％程度の消費電力の抑制を目指す。

また、長寿命化の際には窓ガラスの二重サッシ化等を実施することにより、省エネの推進も目指す。

## 13. 学校トイレ整備事業

### 【事業目的】

安全かつ快適な教育環境の確保に向け、学校を適切に維持するため、ライフスタイルの変化などにより和式便器を使用できない児童生徒が増えていることへの対応として、小中学校に洋式便器の整備等を実施する。

### 【事業内容】

学校単位の洋式化率が低い学校や臭い等の対策が急務な児童数の多い小学校から優先的にトイレ整備を実施する。

工事の内容については、和式便器の洋式化、湿式床の乾式化、小便器の更新、照明のLED化、建具の更新などを実施する。

### 【令和7年度の成果】

令和8年度以降のトイレ整備工事のための設計業務を実施した。

設計対象として、大野小学校 管理普通特別教室棟・普通特別教室棟、亀川小学校 普通教室棟、巽小学校 管理普通特別教室棟・普通教室棟・便所棟、東海南小学校 管理普通特別教室棟、大東小学校 管理普通特別教室棟、海南中学校 普通教室棟、第三中学校 特別教室棟、巽中学校 管理普通特別教室棟、東海南中学校 便所棟である。

### 【点検・評価委員の意見】

安全かつ快適な教育環境を確保するため、学校トイレの整備は重要であることから、計画的に実施されたい。

### 【今後の方針・目標】

学校トイレの洋式化や乾式化などの全面改修を計画的に進め、令和7年度設計分が工事完了した段階で、洋式化率70%程度を目指す。

## 14. 家庭教育支援事業

### 【事業目的】

保護者が家庭において自信と安心感をもって子供の教育ができ、子育て中のストレスや孤独感を解消できるよう、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供する。

### 【事業内容】

親子で一緒に手遊びや外遊びを楽しむための「子育てひろば」、子育て中のストレスや孤独感を解消するための「ほっとカフェ」、子供の体力向上、親子間のコミュニケーションを向上するための「親子ヨガ教室」、子育て中の親の学びのための「子育て講座」を開催し、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供している。

### 【令和7年度の成果】

- ①子育てひろば（開催場所：公民館等）
  - ・工作遊び（季節の工作）等を実施
  - ・消防署、幼稚園・子ども園の見学、県立自然博物館バックヤードツアーを実施
- ②ほっとカフェ（開催場所：公民館等）
  - ・リトミックやクラフト体験、掘り出し物市など、特色のある事業を実施
  - ・令和5年11月からは開催方法を工夫して実施(月7か所→3か所…東部・西部・南部)
- ③親子ヨガ教室（開催場所：海南スポーツセンター）
  - ・親子で運動遊びの要素を盛り込んだヨガ教室を実施
- ④子育て講座（開催場所：公民館等）
  - ・親子で運動遊び、「ミシンで作ろう♪布小物!」、託児付き調理実習等の保護者の学習、支援員研修等を開催
  - ・父親の参加に繋げることができるよう、休日の午前中に親子で運動遊びを開催

以上の事業の実施により、子育て世代の家庭教育支援の推進に努めた。

| 区 分  | 令和7年度実績値 |        |      |       |       |
|------|----------|--------|------|-------|-------|
| 事業内容 | 子育てひろば   | ほっとカフェ | 親子ヨガ | 子育て講座 | 合計    |
| 実施回数 | 97       | 32     | 6    | 50    | 185   |
| 参加人数 | 1,505    | 609    | 58   | 787   | 2,959 |

### 【点検・評価委員の意見】

本事業は、子育て中のストレスや不安感・孤独感の解消など、子育て世代にとって大変意義のある事業であることから、就学前の保護者だけではなく、より多くの親子（特に父親にも）に参加してもらえよう、事業内容の工夫・改善を図られたい。

また、本事業は、公民館だけではなく、子育て世代に人気の海南ノビノスや海南ハレアメでも開催されていることから、本事業の開催場所を含めた広報・PRのさらなる充実に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、子育て世代のストレスや孤独感の解消、家庭教育に関する知識の普及・啓発を図るため、就学前の保護者だけではなく、より多くの親子（特に父親にも）に参加してもらえよう、関係部署との連携を深めつつ、参加者アンケートによるニーズの把握や広報・PR等を通じて、子育て中の親子の交流や学びの場・機会の充実に努める（令和8年度の参加人数目標：年間3,000人）。

## 15. 地域共育コミュニティ推進事業

### 【事業目的】

学校・家庭・地域が一体となって、子供も大人も共に育ち、育て合うことができる地域社会を目指すことを目的に、地域の方々のそれぞれの経験を活用し、子供たちの豊かな学習活動を支援、実施する。

### 【事業内容】

平成 25 年度から全ての小学校区において実施しており、各地区において児童の登下校の見守りや家庭科などの教科サポート、学校図書館の本の修繕・整理、花壇の花植えや草刈り等の学校環境整備活動など、多様な活動を学校・地域が連携し、多くの方々にボランティアとして参加いただき実施している。

事業の推進にあたっては、各小学校区で選定された共育コーディネーターが、学校からの要望事項等を聴取・整理したうえで地域の方々に協力を呼びかけ、各学校等において、学習や遊びなどの活動や地域探検などの事業を実施している。

一方、学校・家庭・地域の思いを共有する場である「共育ミニ集会」では、「学校・家庭・地域の連携」「子育て」など、それぞれの地域でテーマを選定し、各地域で懇談を行っているほか、共育コーディネーターの情報交換会も実施している。

### 【令和 7 年度の成果】

各地域において、ミシン実習などの学習支援活動、登下校時等の見守り、世代間交流や運動会等、様々な学校行事に地域ボランティアが参加することで、学校・家庭・地域の繋がりを深めるきっかけづくりを行うとともに、コーディネーター等による共育ミニ集会や「学校と地域を繋ぐ共育コミュニティコーディネーター」と題した情報交換会の実施により本事業のさらなる充実に努めた。

令和 7 年度 共育コミュニティ推進事業 事業数・ボランティア参加数集計表

| 事業実施<br>(市内小<br>学校区) | 学習支援    |        | 活動支援    |        | 環境整備    |        | 安全指導    |        | 学校行事    |        | 地域行事    |        | 会 議     |        | 事業<br>数 | 参加<br>人数 |
|----------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|----------|
|                      | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 | 事業<br>数 | 人<br>数 |         |          |
| 計                    | 70      | 1,846  | 36      | 179    | 36      | 1,115  | 19      | 4,906  | 47      | 242    | 41      | 445    | 60      | 234    | 309     | 8,967    |

### 【点検・評価委員の意見】

本事業は、学校・家庭・地域が一体となって、子供も大人も共に育ち、育て合うことができる大変意義のある事業であることから、保護者をはじめより多くの方々に知っていただく必要があるため、本事業のさらなる周知・広報に努めていただくとともに、共育コーディネーターを中心に各地域の実情に応じた事業運営ができるような体制づくりを一層進めていただきたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、学校・家庭・地域が一体となり、子供も大人も共に育ち育て合う、学校を核とした地域づくりを推進するため、本事業のさらなる周知・広報等に努めるとともに、共育コーディネーターを中心に学校・地域との連携を図り、各地域の実情に応じた事業運営ができるような体制づくりを一層進め、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取組の充実に努める（令和 8 年度の参加人数目標：年間 9,000 人）。

## 16. 下津地域公民館活動事業

### 【事業目的】

地区公民館としての活動が行われていなかった下津地域（仁義、加茂、下津地区）で公民館活動を展開し、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供を通して地域コミュニティの形成を図り、豊かで住みよいまちづくりを目指す。

### 【事業内容】

地域の方々と公民館活動について協議し、各地区において健康に関するものや実用的な講座などを開催している。

仁義地区では、農繁期を除いた時期を中心に教室を開催し、地域の方が継続して公民館活動に取り組むことができる環境づくりに努めている。

加茂地区・下津地区では、人気のある講座や教室を開催するとともに、利用者からの要望等を踏まえ、新たな講座等を開催し、公民館活動の推進に努めている。

下津防災コミュニティセンターでは、下津地域の生きがい教室を開催するなど、下津地域全体の公民館活動の拠点として、人気講座や生きがい教室、新規の教室等を開催し、公民館活動の推進に努めている。

### 【令和7年度の成果】

令和7年度は、仁義地区では「ヨガ教室」「フラワーアレンジメント」「3B体操」「アートフラワー」など、加茂地区では「ヤムナボール」「子供バスケットボール」「百人一首」「発酵料理教室」など、下津地区では「シニアヨガ」「ナチュラルヨガ」「美姿勢ピラティス」「スパイスカレー教室」など、下津防災コミュニティセンターでは「子供チアダンス」「3B体操」「リラックスヨガ」「味噌づくり」などを実施し、公民館活動の推進に努めた。

また、月1回、各地区の管理人が合同会議を行うことで情報が共有でき、サークル・教室のチラシ配布等を下津地域全体で行ったことで、各地区の教室等の参加増に繋がり、下津地域における公民館活動のさらなる充実に向け、年間5,000人の目標には届かなかったものの、約300人増加し、一定の成果を上げることができた。

旧海南市地域とは、年に3回主事（事務員）会を実施し、人気講座の情報交換等を行い、地域間の交流を図っている。

| 区 分  | 令和7年度実績値 |       |      |                    |       |
|------|----------|-------|------|--------------------|-------|
| 実施地区 | 仁義地区     | 加茂地区  | 下津地区 | 下津防災<br>コミュニティセンター | 合計    |
| 講座回数 | 29       | 224   | 78   | 140                | 471   |
| 参加人数 | 268      | 2,608 | 576  | 1,477              | 4,929 |

### 【点検・評価委員の意見】

下津地域の公民館活動は、参加人数が徐々に増え、地域に浸透してきていると思われるが、一方では、高齢化も進行していることから、高齢者をはじめ、より多くの方々に参加いただけるよう、引き続き、利用者のニーズ把握、旧海南市地域の公民館関係者との交流会を通じて情報共有を行うなど、より魅力ある講座・教室の実施に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

本事業は、地域に浸透しつつあり、参加人数も増加傾向にあるので、今後も引き続き、各地域の連携のもと、参加者のニーズを踏まえた活動の充実を図ることで、当該目標の達成を目指す。また、魅力ある講座や教室の実施に向け、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で相互の情報共有や交流の促進に努める（令和8年度の参加人数目標：年間5,000人）。

## 17. 青少年センター事業

### 【事業目的】

児童生徒の安全確保、いじめや非行の未然防止や早期解消のため、学校や家庭、地域、警察等との連携を強化し、指導、相談体制の充実を図るとともに、補導、啓発、相談、環境浄化の取組を推進する。

### 【事業内容】

青少年センターにおいて、青少年の非行の未然防止や早期解消のための「補導活動」、防犯や情報モラル、非行防止等のための「啓発活動」、保護者や地域の方からの相談に対し、青少年センターの立場から提案や助言を行う「相談活動」、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止(年齢確認)についての協力を呼びかける「環境浄化活動」を行っている。

### 【令和7年度の成果】

- ・「補導活動」では、登校時の早朝パトロール等を211回、下校時などのパトロールを174回、夜間補導は、青少年補導委員などとともに青色回転灯装備車でのパトロールによる巡回と徒歩による巡回を組み合わせながら24回実施した。また、見守り登下校では、地域の見守り隊の方から子供たちの様子を聞くとともに、直接、子供たちとも交流することで、車だけの巡回では確認できなかった子供たちの様子や通学路の危険箇所等の様子を把握することができた。
- ・「啓発活動」では、J Rの各駅や各学校の通学路等において、関係機関や関係団体との連携による朝のあいさつ運動やスクールバス、通学タクシー・電車の見送り、夏季休業中には広報車での巡回による「夏のこどもを守る運動」の呼びかけを行った。また、各学校や地域の要望に応じ、情報モラル及び薬物乱用防止等をテーマに、市内幼・保・小・中・高等学校の子供やその保護者を対象に出前教室を実施した。特に保護者に対する啓発活動等を積極的に行うことにより、令和6年度より9回多い、42回の出前教室を開催した。
- ・「相談活動」では、主に青少年の問題行動や不審者へ対応するため、学校と警察との中継ぎを行い、また、保護者や学校等から12件の相談を受け、青少年センターの立場から提案や助言を行った。
- ・「環境浄化活動」では、コンビニ、書店、レンタルDVD店、たばこ・酒類販売店に立入調査を行い、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止(年齢確認)についての協力を呼びかけるとともに、店を利用する青少年らの様子の聞き取り等を行った。
- ・各小学校において、警察官が学校に侵入した不審者役となり、教師が刺又(さすまた)を使用して取り押さえるという実践的な訓練を実施した。

### 【点検・評価委員の意見】

全国的に問題になっている青少年のSNSの危険性について、引き続き小・中学校での出前教室等での周知に努められたい。

また、市内各駅や小・中学校での見守りや付き添っての登下校、夜間補導等も引き続き実施いただき、特に、令和9年度は、北野上小学校と東海南小学校、下津第一中学校と下津第二中学校が統合されることから、これらの校区での登下校の見守りについては重点的に行っていただきたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、児童生徒の安全確保等を図るため、各小・中学校等での情報モラル教室、登下校時の見守り、不審者が学校へ侵入した場合の訓練等の充実に努める。

特に、情報モラル教育については、児童生徒及びその保護者が必要な情報や知識を得られるよう、それぞれの学校の実態に応じた内容を実施することで、より効果的なものにしていく。また、令和9年度は、北野上小学校と東海南小学校、下津第一中学校と下津第二中学校が統合されることから、これらの校区での登下校時の見守りについては、学校・地域・関係機関との連携のもと、新しい通学方法等を的確に把握したうえで重点的に行う。

## 18. 文化財保護活用事業

### 【事業目的】

文化財を保護し活用することにより、地域の貴重な財産としての認識を高め、市民の郷土に対する愛情を育む。

### 【事業内容】

埋蔵文化財保護事業は、文化財保護法等の法令に基づき、住宅などの開発事業に際して当該予定地における遺跡・遺構の確認・発掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財の確実な記録保存と報告書の作成を行うことで、文化財の適切な保護と活用に寄与している。

文化財活用事業は、地域に伝わる文化財の積極的な活用を通して、歴史・文化への関心や保護意識を深めることを目的とし、児童生徒が本物の土器に触れたり、郷土の偉人について学習したりする「学校への出前授業」をはじめ、登録有形文化財の一般公開、パネル展、藤白坂道普請ウォークなどを実施している。

指定文化財保存整備事業は、先人が守り伝えてきた地域の文化財を未来へ継承するため、所有者が行う保存修理などの取組に対し支援を行っている。

### 【令和7年度の成果】

埋蔵文化財保護事業では、岡田八幡神社古墳群や名高砦跡等において行った発掘調査や確認調査により、地域の歴史の一端を明らかにすることができた。

文化財活用事業では、「学校への出前授業」を小学校11校・中学校1校で実施したほか、登録有形文化財の一般公開を「山本家住宅」「山本勝之助商店」で2回実施し、延べ31人の参加があった。また、施設やイベントにおいて国指定文化財のパネル展を行うなど、文化財の周知に努めた。さらに、国指定史跡である熊野古道藤白坂においては、企業や地元小学生の協力を得て、路面への土入れや側溝の清掃などの道普請を行った。

指定文化財保存整備事業では、各所有者が実施した以下の5件の整備や修理に対して補助金を交付した。

- ・琴ノ浦温山荘庭園(国名勝)における植栽整備や給排水路修理、擬石擬木調査など
- ・三郷八幡神社本殿(国重要文化財)保存のための屋根工事及び塗装工事など
- ・長保寺本堂(国宝建造物)における、令和5年6月豪雨により被災した箇所(災害復旧工事)
- ・禅林寺の塑像薬師如来坐像(県指定文化財)保存のための修理
- ・和歌山藩主徳川家墓所(国指定史跡)における、令和5年6月豪雨により崩落した箇所の崩壊防止工事など【令和6年度からの繰越事業】

### 【点検・評価委員の意見】

本事業は、海南市の歴史や伝統を次世代に継承するとともに市民の郷土意識の醸成に繋がる大変重要な事業であることから、引き続き学校への出前授業や熊野古道の環境保全活動など地域の史跡や文化財を子供たちに伝える取組を実施いただき、その充実に努められたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、市内各小・中学校への郷土学習の出前授業、国宝等の文化財のパネル展、熊野古道の環境保全活動等の事業を年12回以上開催する。また、これらの事業に加え、令和8年4月に海南市民防災公園(愛称:海南ハレアメ)内に開館した海南市体験学習館において、市内で発掘された土器をはじめ、様々な歴史・文化資料等の展示、しめ縄づくり等の体験教室の実施により子供たちをはじめ市民が地域の歴史や伝統・文化を学び、次世代に継承していく取組を一層充実させる。

## 19. 図書館運営事業(海南 nobinos 含む)

### 【事業目的】

図書館法等に基づき、図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理・保存して市民の利用に供するとともに、地域に則した図書館サービスの確立と、イベント企画・広報により図書館利用の推進を図る。

### 【事業内容】

公立図書館として、海南市民交流施設（愛称：海南 nobinos）内に海南図書館を、市民交流センター内に下津図書館を設置し、運営している。

海南 nobinos は、図書館機能を中心に、多目的室や音楽練習室などの貸館機能、託児室やキッズスペースなどの子育て支援機能をはじめ、屋外広場やカフェ機能を有する市民交流施設として、中心市街地の活性化・賑わいの創出を目指し、指定管理者制度の導入により施設の運営を行っている。一方で、下津図書館は、オーソドックスな図書館としての運営を行うことで、海南図書館との差別化を図っており、施設の運営は、市の直営により行っている。

各図書館では、図書の貸出・返却、レファレンスサービス（調べものの相談）のほか、両館での相互貸出・返却サービスを提供しているほか、県立図書館や近隣の公立図書館から図書を取り寄せて貸し出すサービスも実施している。

また、各館独自の取組として、海南図書館は「市民交流施設」という位置付けから、親しみやすい図書を配架するとともに、絵本や児童書を主体として配架する2階と3階は、来館者間の会話や児童が自由に遊び回ることが可能な運営を行っている。下津図書館は、地域と連携した読書推進の取組として、学校や公民館等に対し、司書が選書した図書の配送や回収を行う「団体貸出配送サービス」を行っている。

### 【令和7年度の成果】

海南 nobinos では、移動図書館車「かいなんノビノス号」を導入し、月に1回程度、こども食堂や高齢者施設へ赴き、その場で図書の貸出や絵本の読み聞かせを行うなどの取組を実施したほか、集客イベントとして、出張動物園・水族館や、伝統技法等によるものづくり体験イベントなど、年間を通じた多彩なイベントに加え、図書館・カフェ・貸館・子育て支援などの各機能の相乗効果により、多くの方に来館いただき、中心市街地における賑わいの創出に寄与することができた。（令和7年度来館者数：602,076人）

下津図書館では、市の直営であるという強みを生かして、学校や公民館等への団体貸出配送サービスの実施（延べ4,669団体、43,510冊の配送）に加え、図書の貸出促進イベントの実施などにより、読書活動の推進に寄与することができた。また、2か月に1度、保存期間切れの雑誌や新聞、内容が古い本等を実償譲渡する「リサイクル・ブックフェア」などを開催した。

### 【点検・評価委員の意見】

図書館は、市民にとって、様々な本との出会いや必要な情報が得られる大変重要な施設であることから、引き続き、海南 nobinos 及び下津図書館それぞれの特性を生かしつつ、適切な運営に努められたい。

特に、海南 nobinos では、様々なイベントが催され、多くの来館者で賑わっているが、イベント開催時や学生のテスト期間中などの混雑時においても、来館者がより安全より快適に過ごすことができるような運営に取り組まれたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、海南 nobinos、下津図書館の両館それぞれの特性を生かしつつ、混雑時においても来館者が安心して利用できる質の高い図書館サービスを提供できるよう、適切な管理運営に努める。また、来館者アンケート等による利用者ニーズに合った図書の購入をはじめ、移動図書館車の活用や市民の読書活動の推進を目的とする各種イベント等を実施する（令和8年度の両館累計図書貸出人数目標：81,000人）。

## 20. きのくに海南歩っとウォーク事業

### 【事業目的】

市民の健康の保持・増進、体力の向上及び本市の豊かな自然や歴史、文化等の魅力のPRを目的に、誰もが気軽に楽しみながら参加できるように、ウォーキングイベントを開催する。

### 【事業内容】

総合体育館や海南市民交流センター(拝待体育館)を中央会場として、参加者がウォーキングを楽しみながら市の歴史や文化財、観光名所等の魅力を満喫できるよう、市内各地を巡るウォーキング協会等認定の複数のコースを設定している。

また、コース上には、公民館・自治会など、地域の方々による様々なおもてなしポイントを設けるとともに、『海南らしさ』のPRを行い、より多くの方々に参加いただけるよう取組を進めている。

### 【令和7年度の成果】

令和7年度は、海南市民交流センター(拝待体育館)を中央会場として、5月17日(土)に「第14回きのくに海南歩っとウォーク」を開催した。

コースは、大崎や塩津の海沿いを巡るしおかぜコース(16km)、人気の熊野古道コース(15km)、下津地域内のカフェを巡るコース(9km)、スポーツ体験のコーナーを取り入れたファミリー向けコース(5km)の計4コースで実施した。

当日は、あいにくの天気であったにもかかわらず、参加者は603名で、申込者の約77%の方に参加いただいた。今回は、天候の影響もあり、市外からの参加者は、例年よりもやや少ない、全体の約47%という結果となった。

スタート地点の拝待体育館では、文化財のパネル展示や日本農業遺産をPRするブースを設けるなど、市内外の方に本市の魅力を広く発信できた。

また、例年、イベント参加者が楽しみにしている「おもてなし」ポイントとして、善福院、塩津地区、つり公園付近、げんき大崎かざまちなどや、第12回に引き続き地域の事業者などの協力を得て、店舗での人気商品、しらす丼などを提供し、地域活性化の機会とすることができた。その他、ファミリーコースでは、下津小学校体育館でスポーツ推進委員の協力による「ファミリースポーツ体験コーナー」を設け、スポーツに触れる機会の提供にも努めることができた。

### 【点検・評価委員の意見】

本事業は、全国各地から参加いただいているイベントであり、地域活性化の機会にもなっていることから、海南市の観光名所等のPRを行うとともに、おもてなし等地域が一体となった取組についてもさらなる工夫・PRに努められたい。

また、イベントの実施に当たっては、アンケート結果等をもとに、コースの設定や案内等の工夫を行っていただくとともに、昨今の気温上昇を踏まえ、熱中症対策等にも十分に配慮した運営を図られたい。

### 【今後の方針・目標】

今後も引き続き、海南市の豊かな自然、歴史・文化、観光名所を生かしたコースの設定等により本市の魅力を広くPRするとともに、熱中症対策として給水ポイントを増設する等、参加者の安全対策にも十分に配慮したイベントの運営に努める。

また、参加者へのおもてなしの取組を通じて、若い世代の積極的な参加を促すとともに地域の活性化、一体感の醸成に繋がるような体制の構築について検討を進めていく。

# III 資 料



# 海南市教育委員会の運営状況

## 1 教育長及び教育委員（令和8年9月1日 現在）

| 職 名      | ふり<br>氏 | がな<br>名 |          |         |
|----------|---------|---------|----------|---------|
| 教 育 長    | にし<br>西 | はら<br>原 | たか<br>孝  | ゆき<br>幸 |
| 教育長職務代理者 | つゆ<br>露 | みね<br>峯 | あき<br>明  | のぶ<br>信 |
| 委 員      | なか<br>中 | やま<br>山 | よし<br>佳  | こ<br>子  |
| 委 員      | いわ<br>岩 | もと<br>本 | ち<br>智   | か<br>佳  |
| 委 員      | くま<br>熊 | しろ<br>代 | しゅう<br>秀 | じ<br>至  |

## 2 教育委員会会議について

「海南市教育委員会会議規則」に、定例会は毎月1回、臨時会は必要がある場合に開催することが定められています。令和7年度における教育委員会会議は、定例会を12回、臨時会を3回開催しました。

## 3 教育委員の学校訪問について

令和7年度は、幼稚園5園、小学校12校、中学校7校を訪問し、各学校（園）の取組概要の聴取や授業参観等を行いました。

| 月 日    | 訪 問 校（園） | 内 容                |
|--------|----------|--------------------|
| 10月10日 | 亀川幼稚園    | 歳児別活動の充実           |
|        |          | 個別支援の充実            |
|        | 亀川小学校    | I C T機器の活用による授業改善  |
|        |          | 若手教職員の育成           |
|        | 亀川中学校    | I C T機器の活用による授業改善  |
|        |          | 生徒指導の充実            |
| 10月20日 | 内海幼稚園    | 縦割り活動の充実           |
|        |          | 個別支援の充実            |
|        | 内海小学校    | 教職員の授業力向上に向けた研修の充実 |
|        |          | I C T機器の活用による授業改善  |
|        | 第三中学校    | 学習指導の工夫・改善         |
|        |          | I C T機器の活用による授業改善  |

|        |         |                   |
|--------|---------|-------------------|
| 10月22日 | 北野上小学校  | 基礎学力の向上           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 中野上小学校  | 学校統合に向けた環境整備      |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 南野上小学校  | 学校統合に向けた学習指導      |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
| 1月13日  | 大野幼稚園   | 歳児別活動の充実          |
|        |         | 個別支援の充実           |
|        | 大野小学校   | 校内環境の整備           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 東海南中学校  | 生徒指導の充実           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
| 1月15日  | 黒江小学校   | 特別支援教育の充実         |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 日方小学校   | 学習環境の整備           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 海南中学校   | 生徒指導の充実           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
| 1月19日  | 加茂川小学校  | 学習環境の整備           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 大東小学校   | 学習環境の整備           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 下津第二中学校 | 生徒指導の充実           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
| 1月20日  | 下津幼稚園   | 異年齢活動の充実          |
|        |         | 個別支援の充実           |
|        | 下津小学校   | 中学校との連携           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 下津第一中学校 | 小学校との連携           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
| 1月29日  | 巽幼稚園    | 課題別研究指定に関する取組     |
|        |         | 個別支援の充実           |
|        | 巽小学校    | 学習環境の整備           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |
|        | 巽中学校    | 学習習慣の確立           |
|        |         | I C T機器の活用による授業改善 |

## 令和7年度の主な行事

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ○ 令和7年度体育祭・運動会     |                 |
| ・市立幼稚園             | 10月11日(土)       |
| ・市立こども園            | 10月18日(土)       |
| ・市立小学校             | 10月4日(土)・25日(土) |
| ・市立中学校             | 9月27日(土)        |
| ○ 令和7年度卒業式・卒園式     |                 |
| ・市立幼稚園             | 3月19日(木)        |
| ・市立小学校             | 3月18日(水)        |
| ・市立中学校             | 3月6日(金)         |
| ○ 令和7年度研究大会        |                 |
| ・和歌山県書写教育研究会海草地方大会 | 11月21日(金)       |
| ・海南市立教育研究所発表会      | 11月26日(水)       |
| ・課題別研究発表会(幼稚園)     | 12月10日(水)       |
| ・課題別研究発表会(小中学校)    | 12月3日(水)        |

#### 4 会議・研修会等への参加について

| 月 日           | 会議・研修会の名称                                      |
|---------------|------------------------------------------------|
| 令和7年 4月17日    | 令和7年度和歌山県都市教育長協議会定期総会                          |
| 4月21日         | 令和7年度第1回市町村教育委員会教育長会議                          |
| 4月24日         | 近畿都市教育長協議会令和7年度第1回役員会                          |
| 4月24日～4月25日   | 令和7年度近畿都市教育長協議会定期総会                            |
| 5月13日         | 海南市議会5月臨時会                                     |
| 5月15日～5月16日   | 第75回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会                      |
| 5月30日         | 令和7年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会常任委員会                    |
| 5月30日         | 和歌山県市町村教育委員会連絡協議会令和7年度定期総会                     |
| 6月5日～6月24日    | 海南市議会6月定例会                                     |
| 7月23日         | 第1回教育委員会点検・評価委員会                               |
| 7月28日         | 近畿都市教育長協議会令和7年度第2回役員会                          |
| 7月31日         | 第2回教育委員会点検・評価委員会                               |
| 8月7日          | 第3回教育委員会点検・評価委員会                               |
| 8月19日～8月21日   | 海南市議会8月臨時会                                     |
| 8月20日         | 令和7年度第2回和歌山県都市教育長協議会<br>第1回和歌山大会実行委員会          |
| 9月4日～9月26日    | 海南市議会9月定例会                                     |
| 10月9日         | 令和7年度和歌山県市町村教育委員会研修会及び<br>和歌山県市町村教育委員会連絡協議会研修会 |
| 10月29日        | 令和7年度近畿市町村教育委員会研修大会（オンライン）                     |
| 10月30日～10月31日 | 令和7年度近畿都市教育長協議会研究協議会                           |
| 11月13日        | 令和7年度和歌山県立自然博物館協議会                             |
| 11月27日～12月16日 | 海南市議会11月定例会                                    |
| 12月24日～12月25日 | 海南市議会12月臨時会                                    |
| 令和8年 1月16日    | 令和7年度第5回市町村教育委員会研究協議会（オンライン）                   |
| 2月4日          | 近畿都市教育長協議会令和7年度第3回役員会                          |
| 2月6日          | 令和7年度第2回市町村教育委員会教育長会議                          |
| 2月6日          | 令和7年度第3回和歌山県都市教育長協議会<br>第2回和歌山大会実行委員会          |
| 2月26日～3月18日   | 海南市議会2月定例会                                     |

## 5 行事等への参加について

| 月 日           | 行事等の名称                                               |
|---------------|------------------------------------------------------|
| 令和7年 5月17日    | きのくに海南歩っとウオーク(下津地域)                                  |
| 6月14日         | 少年メッセージ2025 海草地方大会                                   |
| 7月13日         | 第18回海南市公民館大会                                         |
| 10月 5日        | 令和7年度市民大学教養講座                                        |
| 10月18日～10月19日 | 公民館文化祭【作品展】(南野上)                                     |
| 10月25日～10月26日 | 海南市下津総合文化祭<br>公民館文化祭【作品展】(日方)、(大野)(巽)<br>(北野上)、(中野上) |
| 11月 1日～11月 2日 | 公民館文化祭【作品展】(黒江)                                      |
| 11月 3日        | 海南ジュニアランニングチャレンジ<br>(紀三井寺公園補助競技場)                    |
| 11月 8日～11月 9日 | 公民館文化祭【作品展】(内海)(亀川)                                  |
| 11月15日～11月16日 | 公民館文化祭【作品展】(大崎)                                      |
| 令和8年 1月11日    | 二十歳を祝う会(市民交流センター)                                    |
| 1月12日         | 海南市駅伝競走大会(市街地コース)                                    |
| 1月17日～1月18日   | 海南市園児児童生徒作品展(海南保健福祉センター)                             |
| 2月22日         | 海南市公民館芸能発表会(市民交流センター)                                |
| 2月27日～3月 1日   | 公民館文化祭【作品展】(塩津)                                      |
| 3月 1日         | 海南市スポーツ賞表彰(海南保健福祉センター)                               |
| 3月15日         | 方集会所まつり【作品展】(方)                                      |

## 関係法令（抜粋）

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（事務の委任等）

**第 25 条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

**第 26 条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 海南市教育委員会点検・評価委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日  
条例第 13 号

### (設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき海南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検・評価において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会が実施する点検・評価に対し、外部の視点から検証を行い、教育委員会に意見書を提出する。

### (組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、教育委員会に意見書が提出されるときまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号）抄

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### (海南市教育委員会点検・評価委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 4 条の規定による改正後の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は適用せず、第 4 条の規定による改正前の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。